○菊川市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱

平成23年8月24日告示第139号

改正

平成26年3月31日告示第45号 平成30年3月30日告示第89号

菊川市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 市長は、地震発生時における住宅の倒壊から市民の生命の安全を守るため、住宅内に耐震シェルターを設置する者(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則(平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 耐震シェルター整備事業 次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅の1階部分 に耐震シェルターを設置する事業をいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した市内に存する木造の住宅 (一戸建て住宅(貸家(公営住宅を除く。)を含む。)に限る。)であって、現に 居住の用に供している地階を除く階数が2以下もの(事務所、店舗その他これらに 類する用途を兼ねるものにあっては、居住の用に供する部分の床面積の割合が当該 住宅の延べ床面積の2分の1以上のものに限る。)であること。
 - イ わが家の専門家診断事業(市が無料で専門家である静岡県耐震診断補強相談士(建築士等で静岡県主催の講習会を受講し、登録された者をいう。)を派遣し、木造住宅の耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。)を行う事業をいう。以下同じ。)又は既存住宅耐震診断事業(プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱(平成17年菊川市告示第137号)第2条第2号に規定する既存住宅耐震診断事業をいう。以下同じ。)として行う耐震診断により耐震評点(木造の建築物の地震に対する安全性の評価の結果を指標として数値化したものをいう。以下同じ。)が1.0未満であると判定された住宅であって、当該耐震診断の後に耐震補強工事(地震に対する安全性の向上を目的とした補強(増築及び模様替えを伴う補強を含む。)を行う工事をいう。)を行っていないものであること。
 - ウ 第5条第1項の申請書の提出の日において、65歳以上の高齢者のみで構成される 世帯が現に居住している住宅であること。
 - エ 居住者の所有でない住宅又は共有である住宅にあっては、耐震シェルターの設置 について、所有者又は他の共有者の同意が得られている住宅であること。
 - オ この要綱その他の市の制度に基づく補助金の交付を受けて、耐震シェルターが設置された住宅でないこと。
 - (2) 耐震シェルター 住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でも、

居住者の生命の安全を守る機能を有する箱型の構造物をいう。

(補助対象者)

- **第3条** 補助の対象となる補助事業者は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 前条第1号に掲げる要件のいずれにも該当する住宅の所有者又は使用者(当該住宅の使用に係る賃貸借契約又は使用貸借契約の当事者である者に限る。)であって、同号ウに規定する世帯に属するものであること。
 - (2) 耐震シェルターの設置について、この要綱その他の市の制度に基づく補助金の交付を受けていない者であること。
 - (3) 市税等を滞納していない者(同一世帯に属する者を含む。)であること。 (補助の対象及び補助率(額))
- 第4条 補助の対象及び補助率(額)は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 補助の対象 補助の対象は、耐震シェルター本体及びその設置(設置のための床下工事その他の附帯工事を除く。)に要する経費(住宅1戸につき耐震シェルター1台の設置に要する経費に限る。)とする。
 - (2) 補助率(額) 補助率(額)は、前号に掲げる経費の2分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、125,000円を限度とする。

(交付の申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、菊川市耐震シェルター整備事業費 補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければな らない。
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 耐震シェルターの設置に係る住宅の所有者又は他の共有者の同意書(様式第4号) (住宅が補助事業者の所有でない場合又は共有である場合に限る。)
 - (4) わが家の専門家診断事業又は既存住宅耐震診断事業に基づく耐震診断結果報告書 の写し
 - (5) 耐震シェルターの設置に係る見積書の写しその他の耐震シェルターの設置に係る対象経費の額を証する書類
 - (6) 耐震シェルターの設置住宅の付近見取図
 - (7) 耐震シェルターの設置住宅の各部屋の配置及び面積が分かる図面
 - (8) 耐震シェルターの設置計画図面及び仕様書
 - (9) 耐震シェルターの設置場所の写真
 - (10) 耐震シェルターの設置住宅に居住している世帯全員の住民票の写し
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。 (交付の決定の通知)
- 第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と 認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を菊川市耐震シェルター整備事業費補助

- 金交付決定通知書(様式第5号)により当該補助事業者に通知するものとする。 (交付の条件)
- 第7条 市長は、補助金の交付の決定に当たり、補助事業者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 耐震シェルターの設置場所を変更する場合その他補助事業の内容の変更をしよう とする場合
 - イ 補助事業に要する額の変更(事業費の額の20パーセント以下の減額を除く。)を しようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
 - (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの 帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。 (変更の承認申請)
- 第8条 第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業者が申請の内容を変更しようとする場合は、菊川市耐震シェルター整備事業計画変更承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。第10条の規定による補助金の追加交付決定の通知を受けた後において、申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。
 - (1) 変更事業計画書(様式第2号)
 - (2) 変更収支予算書(様式第3号)
 - (3) 耐震シェルターの設置に係る変更後の契約書の写し、見積書の写しその他の耐震シェルターの設置に係る変更後の対象経費の額を証する書類
 - (4) 変更後の耐震シェルターの設置計画図面及び仕様書
 - (5) 変更後の耐震シェルターの設置場所の写真
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。 (変更承認等の通知)
- 第9条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と 認めたときは、その変更を承認し、その旨を菊川市耐震シェルター整備事業費補助金事

業計画変更承認通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知するものとする。 (追加交付決定の通知)

第10条 市長は、前条の規定により補助金所要額の増額に伴う変更の承認をしたときは、 補助金の追加の交付を決定し、その旨を菊川市耐震シェルター整備事業費補助金追加交 付決定通知書(様式第8号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、実績報告書(様式第9号)に 次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業実績書(様式第2号)
 - (2) 収支決算書(様式第3号)
 - (3) 耐震シェルターの設置に係る契約書の写し、領収書の写しその他の耐震シェルターの設置に係る対象経費の額を証する書類
 - (4) 耐震シェルターの設置前及び設置後の状況が分かる写真
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付 の決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに1部提出しなければ ならない。

(補助金の額の確定の通知)

第12条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、その内容について書類、 現地調査等により審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を菊川市 耐震シェルター整備事業費補助金交付確定通知書(様式第10号)により当該補助事業者 に通知するものとする。

(請求の手続)

- 第13条 前条の規定による補助金の交付確定の通知(次項において「交付確定通知」という。)を受領した補助事業者が補助金の交付の請求を行おうとするときは、請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の請求書は、交付確定通知を受領した日から起算して10日以内に1部提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消しの通知)

第14条 市長は、規則第14条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合は、その旨を菊川市耐震シェルター整備事業費補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還請求)

第15条 市長は、規則第15条第1項の規定により、補助金の返還をさせる場合は、当該補助事業者に対し、菊川市耐震シェルター整備事業費補助金返還請求書(様式第13号)により当該補助金の返還の請求をするものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第45号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の菊川市耐震シェルター整備事業費補助金 交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示による改正後の 菊川市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱の相当規定によりなされた手続その他 の行為とみなす。

附 則 (平成30年3月30日告示第89号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

菊川市耐震シェルター整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

 補助事業者
 郵便番号

 住
 所

 氏
 名

電話番号 ()

年度において菊川市耐震シェルター整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。また、市が補助金の交付の決定に当たり、その審査のため、私及び私の世帯に属する者の居住状況、市税等の納付状況その他の必要な情報について、当該情報に係る市担当部局その他の関係機関に対して市が調査し、確認することに同意します。

円

交付申請

(1) 金額

(2) 事業の目的

様式第2号(第5条、第8条、第11条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型) 事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書)

- 1 耐震シェルター設置住宅の概要
 - (1) 住宅の所在地 菊川市
 - (2) 住宅の所有関係等
 - ア □自己所有住宅(□単有 □共有) □借家
 - イ 共有の場合の他の共有者の住所、氏名等

住所	氏名	電話番号

ウ 借家の場合の所有者の住所、氏名等

住所	氏名	電話番号

- (3) 住宅の種類 □専用住宅 □併用住宅
- (4) 住宅の建築年次 年 月 日着工又は完成
- (5) 住宅の床面積及び構造

ア 住宅の延べ床面積

m²

(併用住宅の場合の居住の用に供する部分の床面積

 m^2)

- イ 住宅の構造 木造・地上 階建て
- (6) 住宅の耐震診断結果

ア 実施年月日 年 月 日

- イ 耐震評点
- (7) 耐震シェルター設置場所

1階 部分

2 住宅の居住者(補助事業者を含む。)

氏名	補助事業者との続柄	生年月日	年齢
	本人	年 月 日生	歳
		年 月 日生	歳
		年 月 日生	歳
		年 月 日生	歳
		年 月 日生	歳

- 3 耐震シェルター設置事業計画(実績)
 - (1) 耐震シェルターの規格、構造等

(2) 設置業者

住所又は所在地	氏名又は名称	電話番号

(3) 耐震シェルター設置事業費内訳

ア 補助対象事業費 ((ア)+(イ))

(7) 本体購入費

円

円 (イ) 本体組立工事費 円

イ 補助対象外事業費 円

床下工事その他の附帯工事費 円

円 ウ 合計(ア+イ)

(4) 財源内訳

ア 市費補助金 円

イ 設置者負担金 ((ア)+(イ)+(ウ)) 円

(ア) 自己資金 円

(イ) 借入金 円 (ウ) その他() 円

ウ 合計 (ア+イ) 円

(5) 施行計画(実績)

ア 契約年月日 年 月 日

イ 着工年月日 年 月 日

ウ 完成年月日 年 月 日

(6) その他の参考事項

4 市費補助金所要額算定内訳

区分		金額	備考
総事業費 (3(3)ウの金額)	Α	円	
補助対象事業費 (3(3)アの金額)	В	円	
Bの2分の1の額(1,000円未満切捨て)	С	円	
補助限度額	D	125,000円	
市費補助金所要額(CとDとを比較していずれか少ない方の額)	Е	円	

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下 段に記載すること。

様式第3号(第5条、第8条、第11条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型) 収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)

氏名

1 収入の部

			算					比	較		
区	分			算額)	(予	算	額)	増	△減	備	考
		(決	异								
				円			円	円	円		
	計										

2 支出の部

	.1-					
	予 算 額			比	較	
区 分	(変更予算額)	(予 算	額)	増	△減	備考
	(決 算 額)					
	円		円	円	円	
計						

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下 段に記載すること。 **様式第4号**(第5条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型) 同 意 書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

住宅の所有者(共有者) 郵便番号

住 所 氏 名 卿 電話番号 ()

私は、私が所有(共有)する下記1に所在する住宅について、当該住宅に居住する下 記2の者が耐震シェルターを設置することに同意します。

- 1 住宅の所在地 菊川市
- 2 耐震シェルターを設置する者の住所及び氏名 住所 菊川市 氏名

(注) 耐震シェルターを設置する住宅が居住者の所有でない場合又は共有である場合には、耐震シェルターの設置について、住宅の所有者又は他の共有者の同意が必要となりますので、当該住宅の所有者又は他の共有者にこの同意書に御記入いただいた上、御提出をお願いします。

様式第	5号(第6条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型) 菊川市耐震シェルター整備事業費補助金交付決定通知書			
		第 年	月	号 日
氏	名 様			
	菊川市長 氏		名	印
	年 月 日付け 第 号により申請があった菊川市耐震シェルター 交付について、次のとおり決定します。	整備	事業	类費補
(1)	定の内容 金額 円 交付の対象			
2 交 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	付の条件			

遵守すること。

様式第6号(第8条関係) (用紙 日本工 菊川市耐震シェルター製			書			
				年	月	日
菊川市長 氏 名 あて						
	補助事業者	郵便番号 住 所 氏 名 電話番号	()		(II)
年 月 日付け 第 号により補足 一整備事業の計画を次のとおり変更した します。						
1 計画変更の理由						
 変更の内容 (1)金額 ア 既交付決定額 イ 補助金所要額の変更金額(増減るウ 変更後の補助金交付申請額 (2)変更事項 	額)			E E]	

様式第7号(第9条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型) 菊川市耐震シェルター整備事業費補助金事業計画変更承認通知書

第 号 年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 回

年 月 日付け 第 号により申請があった菊川市耐震シェルター整備事業費補 助金の事業計画の変更については、次のとおり(申請のとおり)承認します。

1

2

様式第8号(第10条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型) 菊川市耐震シェルター整備事業費補助金追加交付決定通知書

第 号 年 月 日

氏 名様

菊川市長 氏 名 回

年 月 日付け 第 号により菊川市耐震シェルター整備事業費補助金の事業計画について変更の承認をしたが、これに伴い 年 月 日付け 第 号により交付の決定をした補助金について、次のとおり追加交付の決定をします。

- 1 決定の内容
 - (1) 前回までの決定額

円

(2) 今回追加決定額

円

(3) 追加後の決定額

円

- 2 交付の条件
 - (1)
 - (2)
 - (3)
 - (4)
 - (5)
 - (6)
 - (7) 菊川市補助金等交付規則及び菊川市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱を 遵守すること。

様式第9号(第11条関係)(従型)				
	実 績 幸	设 告 書					
					年	月	日

菊川市長 氏 名	る あて						
	補	助事業者					
			住 所 名				(FI)
			電話番号	()		49
K B B H K W	日生上的特別	A	油台ナボル	1.4. #: III:	+-2:16	耐 > .	a h
年 月 日付け 第 一整備事業が完了したので、				アた匊川	巾啊я	きン:	エルグ
様式第10号(第12条関係)((用紙 日本工第	连規格A4約	従型)	るをいま			
**	エルター整備事	中 采 貸 相 切 分	亚父 们傩走	囲が背			
					第		号
					年	月	日
氏 名 様							
			菊川市長	氏		名	印
年 月 日付け 第 の交付について、次のとおり		した菊川市	「耐震シェル	シター整体	浦事 美	挨費 补	甫助金
1 交付決定額		m					
		円					

様式第11号()	第13条関係)							
		青青	求	昏				
金		円						
	年 月 日 備事業費補助					を受けた薬	训市耐	震
						年	月日	
菊川市長	氏	名 あて						
			補助事業	者 郵便 住 氏 電話	所	()	P	
口座振替先	金融機関名		口座	種別 普通	・当座・	その他()	
金融機関名	本・支店名		口座	番号				
フリガナ								
口座名義								

様式第12号(第14条関係)(用紙 日本工業規格 A 4 縦型) 菊川市耐震シェルター整備事業費補助金交付決定取消通知書

第 号 日

氏 名様

菊川市長 氏 名 回

年 月 日付け 第 号による菊川市耐震シェルター整備事業費補助金の交付の 決定の全部(一部)を次のとおり取り消します。

1 交付決定の取消額

(1) 交付決定額

円

(2) 今回取消額

円

(3) 更正決定額

円

- 2 取消しをする理由
- 3 取消しをする事業の内容(取消額の算定基礎)

様式第13号(第15条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型) 菊川市耐震シェルター整備事業費補助金返還請求書

第 号 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 回

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした菊川市耐震シェルター整備事業 費補助金については、このたび当該補助金の交付の決定を別途 年 月 日付け 第 号により取り消したので、既に交付済みの補助金について、次のとおり返還の請求を します。

1 返還を請求する補助金の額

(1) 更正決定額 円

(2) 交付済額 円

(3) 返還請求額 円

2 返還納付すべき期限 年 月 日